

日米假通商條約調印問題を繞る井伊大老

と水戸藩一派との抗争

赤尾藤市

幕末外艦渡來の頻々たる際に當つて、攘夷開港の紛論は當時の有識者間にあつては勿論、一般市井人にとつても重大關心事であつた。この時に當つて尊皇攘夷論の泰山北斗と仰がれた水戸前藩主徳川齊昭及びその一黨と、開港通商論の第一人者と目せられた井伊直弼との對立抗争は、當時に於ける政局推移の主潮をなしてゐた。一は御三家特に副將軍たるの格を以て、他は元老然たる溜間詰の上席として、更に後には大老の要職にあつて、各々その所論の貫徹に直進した事は、結果に於てこそ徒らに國內相剋の勢を助長せしめたが、しかも兩者の心事にい

たつては、共に國家非常の難局打開に腐心せるものにならなかつたのである。維新大業の完成後に於て史筆の茲に及ぶもの、或は井伊大老が内は柳營の權を私し、外は洋夷の威嚇に屈したりと難じ、或は水戸齊昭が宇内の大勢に暗く、頑迷なる外夷撃攘論を唱導せりと論難した人々は決して一、二にとどまらなかつた。今日幕末維新史に對して眞摯なる研究を爲しつゝある學徒中には、最早かゝる迂説に耳を藉す者は居ないのであるが、一般の間には猶かゝる誤つた史論に傾聽してゐるものも尠くはないのである。筆者の意圖する所は、水戸派と井伊大老との對抗論難が最高潮に達した安政五年の神奈川假條約調印問題の前後に關し、兩者抗争の顛末を明らかに

し、その對立の根本原因が何處にあつたかを究明せんとするものである。

水戸藩と井伊直弼との抗争が激化したのは、安政五年四月直弼大老就任以後にある事はいふまでもない事であるが、しかもその際に突發したものはなく、嘉永末年迄さかのぼつてみる事が出来るのである。

嘉永六年六月かのペリー提督が浦賀に入港した頃、正式に幕議に參與した齊昭が『海防愚存』と題する意見書を提出してゐる。その内容は堂々たる主戰論であつて、併せて各般に互る武備の充實を強調してゐる。しかもその内心は決して戰を欲してゐるものでなく、所謂「内戰外和」の説であつて、國內に向つては必戰の要を説き、外國に對しては平和的取扱をなすといふのである。かゝる齊昭の主張の根據をなすものは、同藩の鬼才會澤正志齋が『新論』の中に於て、天下を必死の境地に陥れて以て國民精神の緊張を求めんとした點である。即ちそのいふ所の攘夷は内政改革のための手段であつて、攘夷の實行そのものは決して究極の目的ではなかつたのである。かゝ

る事情を無視して水戸の攘夷論を表面的に云々する事は全く無意味である。

この時に當り明快且つ大膽なる積極的開國主義を標榜して立つたのが井伊直弼であつて、「祖宗閉洋之御法には候得共支那和蘭之橋ばかりは殘し被置候。今此橋を幸ひに外國之御處理可有之事、暫く兵端を不開年月を経て必勝萬全を得るの術計に出可申哉」と述べ、進んで徳川初期の御朱印船を復して日本不用の品を輸出すると共に、歐洲の新技術を習得して國防の完備に資し、更に京師奏聞の上國論の歸一を俟つて可然處置すべしと論じてゐる。⁽²⁾嘉永當時に於ける諸大名の建白書中に於ては最も進歩せる開國論であつた。

安政四年秋合衆國總領事ハリスの江戸入府後から、翌五年春にかけての日米假通商條約調印問題を繞つて、京師の勅許一條、更に加ふるに將軍家定の繼嗣の件が意外の紛論を生ぜしめるに及んで、水戸藩の立場は意外に重大化して來たのである。幕閣の議はハリスの要請を容れて開港する事に決し、老中堀田正睦がその勅許を仰が

として上洛するや、齊昭は前關白鷹司政通に書を送つて自らの意見を開陳し、今日の形勢から見て俄かに打拂拒絶の斷乎たる處置に出ることは出来難い故、しばらく我が國防の整備をなし、彼から兵端を開いて來た場合、大いに大和魂を振起して防禦いたす様準備すべきであると説いた。幕議既に開港に決して、只形式上勅許を仰ぐに際し、朝議若し嚴命を下して之を拒むが如き事態に立いたり、事或は扞格して公武間の破綻を醸すが如き場合に立至るやも知れずと、深く齊昭の胸中に憂慮する所があつたがためである。更に大阪城主土屋寅直を通じて公武間の斡旋に奔走してゐる。斯く齊昭が一方に幕府を鼓舞激勵しつつも、他方ではつとめて公武間の彌縫に隠然力をつくしてゐるのは、全く國家の全局を思ふの念に外ならなかつたのである。⁽³⁾

更にこの條約勅許問題とからんで、當時の政局に重大波紋を投じたのが將軍繼嗣の決定一條である。第十三代將軍家定に子女なく、加之性凡庸であつて政務決裁の能力に缺くる所があり、徳川一門中俊秀の聞え高かつた一橋慶喜(齊昭の實子)を繼嗣となし、將軍を輔佐せしむべしといふのが嘉永末年頃から起つてゐた幕府内部の聲であつた。諸大名中最も慶喜に望を囑してゐたのが松平慶永と島津齊彬であつた。これには水戸藩の内外に對する聲望がその背景をなしてゐた事は勿論である。この一橋派に對立するものが、紀伊藩主徳川慶福慶福家を擁立せんとする一派で、之に決定的支援を與へたのが井伊直弼である。將軍家定の意中も亦慶福にあつたものゝ様である。血縁並びに年齢の點に於ては慶福が有利であつたが、時局的見地に立脚すれば英明なる慶喜が最適任であつた。紀州派の策士の中には齊昭がその實子を西丸に入れて幕權を私せんと企み、ひそかに慶福毒殺の計を謀らしたとの流言を放つものすらあつた。概して紀州派の運動は隱密の間に極めて潜行的に大奥方面から行はれたのに對

し、一橋派の運動は多くは堂々と正面切つて幕府要人に對し、或は京師に入説して、勅諭の感を藉つてその目的を遂げんと圖つた。

堀田正睦の上洛中この二問題が互にからみ合つて複雑なる政局の動きを見せたが、遂に最後に井伊直弼が大老として登場するに及んで、兩派の激闘に決定的な止めをさしたのである。

(1) 幕末外國關係文書之一、五〇九—五二二頁

鈴木大雜集第五、一一二—一二六頁

水戸藩史料上編乾四五—五八頁

中根雲江、昨夢紀事第一卷

(2) 幕末外國關係文書之二、二五五—二五九頁

海舟全集第二卷二六四—二六五頁

鈴木大雜集第五、一七二—一七七頁

(3) 三條實萬手録第一、二二四—二二六頁

水戸藩史料上編坤一三—一七頁

橋本左内全集七四—七六頁

(4) 昨夢紀事第一卷

水戸藩史料上編坤四五—五〇頁

二

日米假通商條約調印問題を繞る井伊大老と水戸藩一派との抗争

堀田正睦の上洛により條約勅許の奏請が完全に失敗に歸した事は、既に史上周知の事實であつて敢へて本稿の説かんとする所でもないから、一切之を省略するが、その結果は幕府の内外に對する困難蓋し想像に餘る所があつた。加之繼嗣に關する世上の紛議は愈々激化し、紀州派は既に正睦上洛前裏面工作に成功して九分通り勝利をおさめてゐたが、當の正睦すら在京中一橋派に豹變する程であつて、かゝる際に紀伊慶福の世子迎立を決定公表することは容易ならざる困難が伴つた。かくて兩派共に各々その首領を控引する必要に迫られた。一橋派が越前藩主松平慶永を輔相に推し、一橋——水戸——越前——薩摩——の樞軸を強化して難局打開に當らんと策したのに對し、紀州派は對抗上井伊直弼を大老に擧げ、以て一橋派の策動に強壓を加ふると共に、幕府が當面してゐる内外の難局打開に當らんとした。

直弼大老就任の真相に就いては種々に傳へられてゐるが、『井伊家公用方祕録』によれば、紀州家附家老水野忠央と姻戚關係にある御徒頭藥師寺元眞が安政五年四月二

十二日夜密かに直弼をその邸に問ふて、所謂水戸隱謀の説を告げ、以て直弼の奮起を懇望したといはれてゐる。

即ち「筑前守元眞密談の次第は水府老公隱謀有事、當將軍様を押込一ツ橋様を立、御自身御權威御振ひ可被成御隱謀有之、同志之者共より御老中方へ申立候者も有之候得共不及力と之事、此上は御家へ御縫り申上候より致方無之迎巨細之譯柄申述悲歎に沈み申聞候次第不容易事柄下」と記録せられてゐる。かくて翌四月二十三日井伊大老の就任を見るに至り、茲に反一橋派の巨頭遂に立つて幕政の樞機を掌握するに至つた。⁽¹⁾

井伊家の家記に残る所謂水戸老公隱謀云々の一件は、當時紀州派の人々の間には専らかゝる噂が行はれてゐたもので、それが大奥方面には更に樺大に呼稱せられてゐたものである。五月九日宇津木六之丞から直弼の腹心長野主膳に與へた書中に「抑此度御役被爲蒙候起元は、隱謀之方より種々手を盡し相働候へども何十分に行届不申に付、越前家を御大老職にいたし天下の大政自由に可

致との奸計大半成就致候處、家柄と申人物といひ井伊家を指置越前へ可被仰付儀如何との上意出、忠義之徒力を得火急に御役被仰付候哉に相聞え、逆黨大に望を失ひ種々悪計を工み候へども、天下の權柄御掌握正路之御政道に楯付候事難相成伏從之姿に候へども、妬心隱謀祕術をめぐらし今度之上使君上御勤被遊候様仕掛、御留守中に志を遂候工みも之有哉に相聞え、忠義の衆は君上の御蔭身に添ひ逆黨を御防ぎ被成候趣に相聞え申候」と極端に水戸を隱謀呼ばはりしてゐるが、當時の齊昭始め一橋派諸士の究極の目標は慶喜の擁立と幕閣改造の二點にあつたもので、決して隱謀と稱せらるべき性質のものでなかつたことは明白な事實である。今日兩派に關係の史料が殆んど大部分公表せられてゐるので、それによつて觀れば隱謀視せらるべき内面工作を見出すことは殆んど出來ないのである。『開國始末』の編者島田三郎は之を評して、「子を以て當時の事態を評するに、彦根の黨は齊昭を以て隱謀反計ありとなし、水戸の黨は直弼を以て擁權跋扈な

りといふ。共に反對者を觀るの觀察にして今より之を顧みるに、二者皆其執る所の説を異にして其信する所を行はんとせし政治上の敵に過ぎざるのみ。嗚呼此争議を假に文明の社會に移して自由政體の下に立しめば、怒熱鐵を鎔し詭辯岩を裂くも亦政黨言論の争に止まるべきに、其遂に互に血を流して疾惡の情念を史氏に襲受せしむるに至りしは、唯我往日未開の狀を嘆じて當時の不幸を悲しむの外なし。」といつてゐる。まことに適言といふべきであらう。同時に紀州派の行動を好惡視するの不當であることも、二百年來内實はともかくも表面上將軍專權の幕府政治を行つて來た慣習上、臺座を體する直弼の行動は公的に非難せらるべき性質のものではないことから考へても首肯し得るであらう。之を要するに兩派共に幕政の樞機を掌握して、自己の政治上理想を實行せんと企てたものであるが、一は敗れ他は成功したまでの事である。しかもこの争に勝利を占めて遂に反對派を抑壓し得たものが終局に於て幸果を收め得たものでなかつたことも周知の通りである。

直弼大老就任の翌々日には三家以下諸大名に登城を命じ、朝廷の條約問題に對する御沙汰書を示し、重ねて各自の意見を開陳すべきを命ずると共に、川路聖謨、岩瀬忠震等をして、諸侯に説くに刻下の形勢を以てし、暗に勅答に對する建議を幕意に副はしめんと圖つた。

一方堀田正睦は歸府後しきりに慶喜迎立を策し、川路聖謨、岩瀬忠震等海防懸の有司一致して之を援けたが、既に紀州派と深く結んだ井伊直弼が大老職に就任し、老中松平忠固等と相共に慶福迎立の策を進めてゐた際であつたので、只に正睦の説を容れなかつたのみでなく、更に進んで柳營内部から一橋派の一掃を企圖してゐた。この正睦排斥の計畫については、慶永の同志たる田安家の家老水野筑後守から四月二十五日密書を送り來つて、その具體的内容について報告して來た。慶永はこの密書に接して、井伊直弼の大老就任が何れは變動の兆を示すならんと豫期しては居たが、かくも速かに形勢の變化を招來するに至つたことを非常に憂悶して、幕内に於ける一橋派の岩瀬等は如何なる考へをもつものかと、ひそかに

橋本左内を岩瀬の許へ遣はした。その返答に大老の暴威以ての外にて、正睦は手も足も出ず、直弼と松平忠固と結んで正睦排除に力をいたしつゝあり、そのため岩瀬等海防懸の面々も嫌疑をうけること深く、西丸一件の如き急いでは愈々事を失するに至るべく、越前公に於かせられ

てもしばらく時機をまたるゝ方可然、現在岩瀬等の立場の苦しきことは豫想外であると其の苦衷を述べた。同じく一橋派の同志たる大目附土岐頼旨からの密書にも、正睦の地位危殆に陥れるを述べ、最早策のとるべきなきを嘆じてゐる。以て井伊大老就任後に於ける急激なる形勢の變化を察し得るのである。⁽⁴⁾

抑々井伊直弼が大老に就任した當時に於て、第一に直弼の着手せんとしたことは、政界に於ける水戸藩勢力の一掃であつた。當時幕内に於て人材の淵藪と呼ばれた海防懸の面々は正睦を戴いて一橋派に傾いて居り、松平忠固等は太老と結んで正睦一派を壓倒せんとしてゐる。松平慶永は同志の諸侯と携へて正睦及びその腹心たる、川路、岩瀬等一橋派諸有司の地位を擁護せんと懸命に努力

した。蓋し正睦は關中唯一の慶喜擁立論者であつて、その正睦にして失脚せんか一橋派の運命は全然危地に陥るの外はなかつたのである。⁽⁵⁾

五月二日直弼は一橋派の巨頭松平慶永を自邸に招いて時局に對する意見を徴し、鸞嗣一件に就いて慶永が極力慶喜を推舉せるに對し、「刑部殿を上なき御方のやうに申させ給へど、宜しからぬ筋の聞えたる事もなきに非ず。且御實父の水戸老公如形御方に候へば、後宮の氣受も以の外なれば御内々の御和合も覺束なければ、旁々拙者は紀伊殿こそよからめと思ひ入て候なり。」とて水戸齊昭に對する強い反感を表明して自説を主張した。これに對し慶永はともかく天下の公論を採用せらるゝこそ幕府のためにも天下のためにも肝要の次第であると論難したが、遂に直弼の意を動かし得なかつた。⁽⁶⁾

慶永等は太老の決意固く、大勢の赴くところいよ／＼一橋派に不利に陥りつゝあるを見て焦慮措く能はず、直接齊昭を起たしめて將軍に見え、直弼排斥を言上せしめんと謀り、水戸藩士安島帶刀を召して協議したが、將軍

謁見の手段に於て確たる見極めがつかず、そのため齊昭もこの策に應じなかつた。⁽⁷⁾

一方紀州派に於ても一橋派の死物狂ひの活躍に對して、所謂水戸隱謀の讒説を流布して對抗した。前述の『井伊家公用方祕録』に「水府老公、松平越前守様並海防懸之方々外夷渡來に事寄せ、當將軍様を押込め一橋様を立て、御威權御振ひ被成度不容易隱謀有之由、御心得に相成様云々」とある如く、かゝる誣言を以て大老を動かし、その職權を以て反對派を壓倒し去らんとした。⁽⁸⁾

時に將軍家定の繼嗣は紀伊慶福に内定してゐたが、之を公表することは雄藩の向背に關係する所大なるものがあり、殊に條約問題に對する勅答建議に影響して、それがため再奏聞に困難を伴はんことを恐れ、ひたすら之を祕して一切漏泄を防いだ。殊に松平忠固の如きは實に之を祕するのみでなく、陽には一橋派に荷擔の態度をほのめかして、之を好餌に松平慶永等一橋派諸侯をしてその建白を幕意に副はしめんとするが如き反間苦肉の策をとつた。慶永も亦閥老が雄藩の向背に苦心せる狀を察し、土

佐・宇和島・薩摩・水戸等を語らつて頽瀾を既倒に廻さんと謀つた。他方幕内に於ては既に一橋派の有司川路聖漢・土岐頼旨等を左遷し、更に閥老堀田正陸を斥けんとする空氣が漸く濃厚となつて來た。⁽⁹⁾

斯くて六月朔日幕府は立嗣内定の違を諸侯に出したが、猶その名を明示しなかつたのは一橋派の激動を恐れためたのである。しかも慶福に決定の事は從來の大老の言動によつても明らかであるので、一橋派の失望は極めて大なるものがあつた。齊昭落膽の次第も『昨夢紀事』申に見えて「老公御夫妻共に痛く御力落にて御暴論も御英氣も出でず云々」とあり、更に中根雪江の感想として、「ひそかに云老公嘗つて橋公の西城に立せられんことを御恐懼の趣毎々所々の御文書等に見えたれど、御意裏には陰に御希望あらせられし事は此日の御力落にて恐察せられたり」と陳べてゐる。尤も『水戸藩史料』に掲載する文書には齊昭が慶喜擁立に不同意の旨を述べたものが二、三あるが、父子の情として、英明の故を以て愛子慶喜が宗家の大統を承ける光榮を拒否する心底とも察せら

れず、況んや衆評學つて慶喜を推す、齊昭の胸中蓋し發言を要せざるものがある。⁽¹⁰⁾

之に先んじて五月三日齊昭は勅答に對する建議を提出し、朝廷に於かせられては神宮始め御歴代へ對せられて深く歡慮を惱ませらるゝ際、幕府に於て萬一夷狄の望むがまゝに祖法を變革せらるゝが如き事あつては、天朝に對しては勿論、東照宮以下御代々へ對せられて忠孝の道如何やと考へらるゝ上に、國內人心の歸向にも至大なる影響あるべしと直言した。⁽¹¹⁾敢へて幕旨を意に介せず、暗に幕閣を叱正するが如き文調は頗る大老の嫌惡するところとなり、更に文意を軟弱にして幕意に副はしめんと建議文の修正を求めた。時に慶永等は閣老の意に隨つて建議文修正に盡力すると共に、相互讓歩の方針によつて繼嗣の件を一橋派の希望に應ぜしめんとした。齊昭自らはかゝる政略上交換條件の如きものに應ずるを潔しとしなかつたであらうが、藩臣安島帶刀等はひそかにこの間に斡旋した。⁽¹²⁾蓋し主家を思ふの情としては當然の次第である。

齊昭とてもあくまで幕府を窺地に陥れるのがその眞意ではないので、幕府にして眞に確乎たる方針を以て將來に對する大計を畫立してゐるならば、建議文修正も敢へて拒む所にあらずとして、六月九日「廟算伺書」なるものを提出して、その各條に對する閣老の回答を待つて意見を改めんと申出でた。その大要は次の十四ヶ條である。

- 一、交易の利を以て武備に充當せんとの趣旨なれども、主客その地位を失はざる様交易の規模を小ならしむること。
- 二、交易開始による切支丹邪教の害毒如何、
- 三、公使駐在は後害多かるべき事。
- 四、今後は外夷の要求次第によつて無制限に開港せらるゝや否や。
- 五、外國商館中に教會設立の件、踏繪廢止の件如何。
- 六、外人の國內自由遊歩の害如何。
- 七、交易は武器洋書の輸入を専らとし、此方よりは武器の輸出禁止可然事。

八、梵鐘鑄換を實行すること。

九、横文字流行は切支丹の媒介となるから、洋書和解の上は原書を焼却すること。且つ一般の洋學研究を禁止すること。

十、外夷防禦は國內人心の結束を第一とする事。

十一、朝廷及諸侯より諸種の要求、請願等續出すればその取扱如何。

十二、祖法變革についての後管如何。

十三、公使駐在、教會設立を拒否してその代償として、開港場を増加しては如何。

十四、朝廷尊崇京坂警備の事。

源をにこさしと思ふ人ならて

たれにかいはむ水の心を

これを受取つた井伊大老の胸中、幕府に對して大御所然たる齊昭の態度をいよ／＼苦々しき事の限りに思ふた。

斯く勅答建議文で紛糾してゐた際、下田に居たハリスが突然軍艦に投じて神奈川港に入り、幕吏に告ぐるに英佛聯合船隊遂に清國を屈して天津條約を締結し、その餘

威を驅つて將に日本に迫る所あらんとすとの情報を以てし、この際急ぎ日米間の條約に調印を完了すれば、それを基準として英佛兩國に對して、その過大なる要求を阻止すべく斡旋しようと、しきりに條約調印を促した。茲に直弼は遂に勅許を待たずして條約調印をなすに同意するに至つた。かくて井上清直、岩瀬忠震の兩名は神奈川に於て日米通商條約に調印を完了した。實に安政五年六月十九日の事であつた。井伊大老の處置を非難する者は、勅許を待たなかつた點と、調印猶豫期限迄に猶餘日を殘し乍ら、ハリスの巧言に操られて遂に調印せしめられた責任とを取り上げてゐるのであるが、退いて考へて見るに、この時直弼に代つて如何なる人物がこの責任ある立場に立つたとしても、果してハリスのかゝる進言を聞いて晏如たり得たであらうか。當時に於て採り得べき良策この外にあるべしとも考へられぬのである。又英佛兩國政府の極東政策の真相を解し得なかつたとの理由を以て井伊大老を非難するとすれば、それは時代の情勢を無視した暴論である。當時に於ける調印反對論者を見るに、

或は海外諸國の形勢に暗く、或はその調印せざるの已むなき實情を了解しながらも、政治的理由から殊更に大老彈該に絶好の口實として外交問題を取り上げた事は、後世史家の深く省察を要する所であると共に、現代に於ける一般評論家等の特に深く意を用ゆべき點である。⁽¹⁴⁾

此の非常の決斷を下すに當つて井伊大老の胸中は『井伊家公用方祕録』中に次の様に記録せられてゐる。

事危急に迫り勅許を待居候餘日も無之、猶又海外諸蕃之形勢を考察政候に、古昔と違ひ航海之術に達し萬里も比隣の如く交易通商を開き、其外兵器軍制等皆實戰に試み、國富み兵強く、強て之を拒絶して兵端を開き、幸に一時勝を得候共、海外皆敵と爲す時は全勝何れにあるや豫め量るべからず。苟も敗を取り地を割き價はざるを得ざる場合に至らば、國辱焉より大なるはなし、今日拒絶して永く國體を辱かしむると、勅許を待たずして國體を辱しめざると果して何れか重き。只今にては海防軍備充分ならず、暫時彼が願意を取捨して害なきものを選び許すのみ。且朝廷より被仰候儀は

御國體を穢さざる様との御趣意に有之、抑大政は關東へ御委任、政を執る者臨機の權違なかるべからず。然りと雖も勅許を待たざる重罪は甘んじて我等一人に受候決意に付又云ふ事勿れ。

以てその自ら信する所の固き、又自ら任する所の大なる所以を知り得るのである。しかもこの調印公表に先んじて、齊昭は井伊大老宛書翰中に、調印は必ず勅許後になすこと、五畿内近くに外使を立ち入らしめざること、外人遊歩地の制限、切支丹寺建立の不許可等の諸點を進言してゐる。以て調印そのものに決して反對でなかつた事は分明である。しかし一般世人は齊昭のかゝる肚底について⁽¹⁵⁾は殆んど知る所がないのである。

(1) 水戸藩史料上編坤九〇―九四頁。開國始末一三一―一三三頁。温恭院殿御實紀安政五、四、二三。昨夢紀事第十一卷。幕末外國關係文書之二十、一八六―一八七頁。

(2) 開國始末一四一―一四四頁。水戸藩史料上編坤一〇六一―一〇七頁。

(3) 温恭院殿御實紀、安政五、四、二五。昨夢紀事第十一卷。

(4) 昨夢紀事第十一卷。

(5) 昨夢紀事第十一卷。

- (6) 昨夢紀事第十二卷。
 (7) 昨夢紀事第十二卷。
 (8) 水戸藩史料上編坤一〇六頁。
 (9) 水戸藩史料上編坤一〇四—一〇六頁。
 (10) 幕末外國關係文書之二十、三七二—三七六頁。昨夢紀事第十三卷。水戸藩史料上編坤一一六一—一二二頁。
 (11) 幕末外國關係文書之二十、三六九—三七〇頁。水戸藩史料上編坤一〇〇—一〇一頁。
 (12) 昨夢紀事第十三卷。
 (13) 幕末外國關係文書之二十、四〇九—四二八頁。昨夢紀事第十三卷。水戸藩史料上編坤一二七一—四一頁。
 (14) 幕末外國關係文書之二十、四六八—四七二、四七四—四九三頁。昨夢紀事第十三卷。嘉永明治年間錄卷七。
 M. E. Cosenza: "The Complete Journal of Townsend Harris, N. Y. 1930, pp. 578-589."
 (15) 海舟全集第二卷三三二頁。開國始末一五〇—一五三頁。水戸藩史料上編坤一五一—一五二頁。幕末外國關係文書之二十、五一六—五一七頁。

三

安政五年六月二十二日幕府は諸大名に總登城を命じて條約調印の始末を布達し、且つ意見あらば更に上申すべ

きを命じた。このため人心動からず激動し、世論は一齊に沸騰するに至つた。一橋慶喜、田安慶頼、尾張慶勝、水戸齋昭父子、松平慶永等徳川一門の諸卿共々起つて違勅の罪を鳴らし、井伊大老詰問の擧に出づ可く寄々協議をこらした。二十三日直弼は齊昭に書翰を送つて、調印の已むを得ざるに出でたる所以を陳述して、蠻夷の形勢往古と異なる今日、勅許を待つのに時宜を失して清國の覆轍をふま(1)んことを恐れての故なりと辯疏した。この日堀田正睦と松平忠固は老中を罷免せられ、間部詮勝、太田資始、松平乗全の三人何れも大老の腹心として入關した。松平忠固の老中罷免は直弼の權勢を抑へんと謀つたがためである。(2)

同日一橋慶喜は田安慶頼と相俱に登城して井伊大老と面晤し、條約調印に關する幕閣の責任を詰問し、更に老中一同とも會見して違勅の罪を責めると共に、大老老中の中一人急ぎ上洛して朝廷へ申開きをなすべきを促した。これに關し『昨夢紀事』に記する所は著しく一橋派に好都合に曲筆せられた傾が強く、史家の之を利用するに

細心の注意を要するものがある。勿論幕末史の根本史料としての『昨夢紀事』の高度なる史料の價値を、之によつていさゝかなりとも減殺せんとするものではないが、手録者中根雲江が一橋派の巨頭松平慶永の懐刀であるだけに多少の曲筆は已むを得ないとも思はれるのである。⁽³⁾

翌六月二十四日には齊昭、慶永等の不時登城の一擧となつて、兩派の暗闘に最後の幕を下さしめるに至つた。この時の城中の模様について坊間甚だしく誇張した劇的情景を傳へるものがあるが、その大要は大體次の通りである。

同日朝松平慶永は櫻田の井伊邸に直弼を訪ね、違勅の非を責めて大老の上洛を促し、更に繼嗣の件につき押問答を重ねたが結局何等の結論も得ずして物別れとなつた。尙慶永は同日早朝齊昭から不時登城の誘引をうけてゐたので、直ちに登城の上齊昭等と面談して熟議を重ねた。當日慶喜も別に登城して大老に面談の上京都遣使を督促した。そのあとで齊昭父子及び尾張慶勝の三人は井伊大老以下老中等と面談し、慶永は御三家とは家格が

異なるので同席出來ず、別室で老中久世廣周と會見して、繼嗣公表延期を要請したが遂に幕議を動かし得なかつた。

一方齊昭は大老に對して違勅の罪を詰問すること嚴酷を極めたが、大老は之に對して世界の形勢往古と異なる所を述べ、勅答は御國體に拘り申さざる様との御意慮であるから、英佛兩國急迫の今日一度開戦して國民を塗炭の境に陥れるのは却つて勅答の御趣旨にも違背するものと考へて調印したと抗辯した。次いで慶勝は繼嗣一件につき、朝旨は明らかに慶喜にあると述べて慶福擁立を難詰したが、直弼は臺慮慶福にありと軽く一蹴した。齊昭また違勅の罪を謝するため立嗣公表を延期して幕府謹慎の意を表すべきを追つたが、久しく西丸を空けておくのは朝意にあらざる旨を答へた。齊昭又更に方向を一轉して松平慶永を大老に推薦然るべきを述べたが、直弼は自身現在大老の地位にあり何とも言ひ難ければ老中達に御推問然るべしと外したので、太田等交々辯じて、東照公以來大老老中共に内規があり、更にその上深き思召があつ

て御三家を立ておかれたのであつて今日に至つて、家門中に格別賢明の仁ありと今更御三家を御四家に變更するも如何かと滑稽混りに申立てたので、一座哄笑して遂に齊昭等は何等の結論も得ずに退出した。大老も必死の覺悟を以て齊昭等を論破した事は井伊家の家記によつても明らかであるが、世上傳へらるゝ様に齊昭が殿中で暴論を吐いたとか、將軍家定が激怒したなどいふのは何れも誤傳である。たゞ大名の登城には種々の規定があつて、その日時も一定してゐるのを無視して所謂押懸登城の擧に出でた事が、問題を激化して誤り傳へられた所以であらう。

之を要するに齊昭等の胸中には、世上に一大波紋を投じた遼刺問題を取上げて大老を詰問し、出來得べくんばこの機會に於て紀州派の勢力を營中から驅逐し、一橋派の手によつて幕權を左右せんと意圖したものと見るの外はないのである。勿論幕權掌握といつても之を私して自由振舞はんとの考へではなく、水戸傳來の尊皇精神に則つて朝旨を奉戴し、幕府が先登に立つて天下の士氣を

振起せしめ、以て當面の國難打開の根本策を確立實行せんとしたのである事はいふまでもない事である。直弼とても究極の目標そのものに決して反對であつたのではなかつたが、唯その方法手段に於て水戸側と觀る所を異にしてゐたにすぎなかつたのである。而して今後は外交問題が密接に對内問題に結び付いて微妙な動きを示すに至つた。

直弼がかねてから一橋派の勢力を柳營から一掃せんと企圖してゐた際に、偶々齊昭等の不時登城事件が発生した事は、一橋派にとつては自ら求めて墓穴を掘つた様なものである。城中に於て堂々と齊昭等を論破した井伊大老の態度は剛直政治家としての面目を遺憾なく發揮してゐるのである。今後井伊大老の政治上感斷は愈々流るゝが如く、翌二十五日には紀伊慶福を繼嗣となすべき旨を公表し、二十六日には關老聞部詮勝に上洛を命じ、京都所司代に新に酒井忠義を任命した。

七月上旬に至つて將軍家定危篤に陥り、偶々英露兩國軍艦が品川に入港して、和親條約締結を請ふのに加へて

京師よりは三家大老の中早々上京あるべしとの勅命が下

右一通

つた。蓋しさきに條約調印の次第を宿繼奉書を以て奏上した事が、孝明天皇の御逆鱗を招いた事がこの御沙汰に及ばれたのである。更に一方齊昭等の不時登城の一舉は幕府内外に訾からざる動搖を興へてゐた。茲に於て井伊大老は心中深く決する所あり、急ぎ將軍の病床に決裁を仰いで齊昭等の處罰を執行するに至つた。は大老としては幼稚の將軍時に慶福は十三歳を擁して親藩を所罰することの困難なるべきを考慮したゝめである。

前中納言殿御事思召御旨も被爲在候ニ付駒込屋敷へ居住穩便ニ急度御愼被仰出候右者兼々中納言殿御心添可被成慮御不念ニ思召候此段水戸中納言殿へ可相違旨御意ニ候

右一通

(別段違)

七月五日幕府は俄かに水戸、尾張、紀伊、越前各藩の支藩並びに親戚連枝等十餘藩の藩主に登城を命じ、且つ水戸、紀伊二藩の家老に急登城を命じた。同夜深更に至り左の如く憂命を以て齊昭に對し謹愼すべき旨を達した。

水戸前中納言殿急速駒込屋敷へ被引移候様可被取計候且又前中納言殿附家來共ハ一同夫々御引替可被成候且又御近親之面々其外總而書通往復等無之様家老共始へ急度可申違との御沙汰ニ候條取締方厚く心付候様可被

致候

前中納言殿御事思召御旨も被爲在候ニ付駒込屋敷へ居住穩便ニ急度御愼可被罷在旨被仰出候此段松平讃岐守

同日尾張慶勝にも隠居謹愼を命じて外山の別邸に移らしめ、支藩の松平義比に尾州家を相續せしめた。更に松平慶永も同様謹愼を命ぜられ、一橋慶喜は登城を停止せられた。

松平大學頭松平幡磨守相越水戸殿前中納言殿へ可相違旨御意ニ候

尾張中納言殿御事思召御旨も被爲在候ニ付御隠居被仰出候外山屋敷へ居住穩便ニ急度御愼可被在候尾州家御

相續之儀者松平攝津守へ被仰付候此段松平左京大夫松平肥後守丹羽越前守相越尾張中納言殿へ可相違旨御意ニ候

松平越前守事思召御旨も被爲在候ニ付御隱居被仰付念度憤可罷在旨被仰出家督之儀者松平日向守へ御相續被仰付候

徳川刑部卿殿

思召御旨も被爲在候ニ付當分之内御登城之儀者御見合被成候様被仰出候

更に翌六日には水戸慶篤の登城停止を命じた。かくて井伊大老の一斷悉く一橋派の勢力を壓服し去らんとした。⁽⁶⁾

之と前後して幕閣諸有司中一橋派と目せられた堀田、川路以下多數の人々が或は免官或は左遷せられた。

井伊大老はこれで満足せず、更に水戸の内政に干渉して、支藩松平頼胤^{高松}と謀つて有爲硬骨の士を退けた。安

島帶刀の如きは第一に齊昭の側近から遠ざけられた。この内政干渉は水戸藩としては實に甘受するに忍びず、力

をつくして幕命の撤回を要求したが、頼胤は臺慮云々を以て之を押附けた。又老中間部詮勝は京師へも手入して水戸側の内奏を抑へさせた。慶篤は酷暑の候實父齊昭が暗室中に幽居するのを見るに忍びずしばしばその寛紆を乞ふたが許されなかつた。

加之七月末に至り幕府は更に前記水戸三支藩並びに尾州附家老竹腰正謨、紀伊家附家老水野忠央に命じて、各々その手兵を以て齊昭幽居の駒込邸を監守せしめ、更に幕吏をして監視臨監せしむるなど、その取締方甚だしく嚴格を極めた。又水戸の家老を召出して、「御家の儀は威公様以來格別御忠誠之段奉感服罷在候處、前中納言様御事に付而者毎々浮説流言多異竟御不徳之御儀と奉存候尙更此度之御儀確證ニ而も有之被仰出候儀には無之、風聞流言之廉を以無餘儀御取締も被仰出候事に有之、依而者此上如何様之御尤なる御儀御申立相成候而も御不爲メニ可相成候條此段心得候様にとの趣」なる旨を申渡した。時に幕府は更に水戸藩士を駒込邸外に排去して三支藩の兵を以て之を警固し、或は齊昭を紀州邸に幽閉せん

との議すらあつたが、何れも水戸藩士の暴發を懸念して中止したと傳へられる。

以上詳述した井伊大老の斷乎たる親藩所謂の一學は、尊攘派志士の痛憤する所となり、井伊大老を論難痛撃する者巷に溢るゝの情態となり、その結果志士の捕縛投獄せらるゝ者も亦夥しき數に上つた。之が亦井伊大老に對する非難の聲に一層油を注いだ様な結果になつてしまつた。この間に於ける井伊大老の政治上處斷について、嘗つて吉田東伍博士が興味ある論評を下された。則ち開國問題を單に形式の表面から見れば、幕府の專權で之を決しても何等差支ないのである。慶長開幕以來外交の事内治の事すべて專斷してゐるのであつて、寛永の鎖港、寛政の露西亞拒絕等何れも朝廷に奏上せずして斷行してゐる。されば徳川幕府庶政御一任といふ政治的慣例からいへば、違勅といふ事は實にをかしいことであるが、人心が幕府に服せず、政治問題として幕府を非難するにいたつた事は徳川家の天命であつて仕方がない。違勅問題といふよりかむしろ革命問題である。又繼嗣問題の如何は

徳川一家の私權に屬するものである。自分の養子を定めるのは自分の考へであつて、一橋にするとも紀州にするとも、十三代將軍家定の親決する所であつて、これを衆議に問ふて決定するといふ事は未だ曾つて先例にもないのであつて、井伊直弼が衆議を排して紀州から迎へたといふ非難は當らないのである。これは法律的若しくは先例的に解釋するとしても何等不當な事はないのである。不法の親族會議が諸雄藩が之を妨ぐるならば寧ろ衆議が間違つてゐる。家定の意が紀州にあつたので直弼がその意を體して紀州から迎へた事は私權問題から見ても當然の次第であつて、水戸、尾張や越前其他で衆議といふものがあつても、家督相續の上に行はるべき合法の行爲ではない。けれども世の中の事はすべて活物である。政治問題として考慮すれば、世人が服せぬ時は法でも權でも仕方がない。遂には實力を以て彥根でも幕府でも之を倒すことになつて來るから、是は天下後世に判斷を請ふべき歴史問題で、先例や法律のみで以て直弼の是非曲直を決することは出來ぬ。手近く是非曲直を決すると却つて井

伊直弼が是なりと私は思ふ。斯様に斷然衆議を排して直弼が十四代將軍を迎へたといふ事は、法律上からも先例上からも當然で合法的である。只天下の氣運に逆行してゐる。徳川全盛の世に於てはそれで故なくすんだが、嘉永末年以來幕威は昔日の面影を失つて來た。斯うなつて來ると假令井伊大老が法律や先例を楯にして論じても世人が之に服しないのであつて、この處が政治は活物であつて空文死法で權力を維持出來ない點である。その點から見れば井伊直弼は政治家ではあるが、多少死法に拘泥して活眼が明かでなかつた。但しその行爲の結果によつて直弼は奸物であるとの判斷は下されないのである。⁽⁸⁾

以上が吉田東伍博士の説の概要であつて、充分に首肯出來るものであると思ふ。

- (1) 温恭院殿御實紀安政五、六、二二。幕末外國關係文書之二十、五二九―五三七頁。昨夢紀事第十四卷。開國始末一五五―一五八頁。水戸藩史料上編坤一五二―一五六頁。

- (2) 温恭院殿御實紀安政五、六、二三。昨夢紀事第十四卷。
 (3) 昨夢紀事第十四卷。水戸藩史料上編坤一五六―一六〇

日米假通商條約調印問題を繞る井伊大老と水戸藩一派との抗爭

頁。

- (4) 昨夢紀事第十四卷。開國始末一六四―一八八頁、水戸藩史料上編坤一六〇―一七四頁。井野邊茂雄、幕末史概説一九二―二〇五頁。

- (5) 温恭院殿御實紀安政五、六、二五。昨夢紀事第十四卷幕末外國關係文書之二十、五四七―五七〇頁。五七九―五八〇頁。水戸藩史料上編坤一七四―一七五頁。海舟全集第二卷、三三五―三三六頁。

- (6) 水戸藩史料上編坤一八三―一九三頁。温恭院殿御實紀安政五、七、五。昨夢紀事第十五卷。幕末外國關係文書之二十、六九〇―六九六頁。

- (7) 幕末外國關係文書之二十、八二二―八二五頁。水戸藩史料上編坤一九九―二二八頁。岩倉公實記(再版)上卷二二二―二三三頁。

- (8) 吉田東伍、維新史八講九五―一〇一頁。

結 語

上來述べ來つた所によつて、條約調印問題並びにそれと不可分の關係にあつた將軍繼嗣問題は共に一先づ一橋派即ち水戸側の敗北に歸したのであるが、しかも時勢の赴くところは、井伊大老の強力的彈壓政治のみを以て抑

へ切れず、或は水戸藩に對する勅諭降下の件となり、遂にはそれ等からんで井伊大老自らが櫻田の紅雪に長恨を殘すの始末となり、天下の志士浪人をして雙手空拳よ

く廻天の大業をなし遂ぐるの難きにあらざるを思はしめるに至つたのである。この水戸藩に對する勅諭降下問題については稿を更めて説きたいと思ふ。